

千葉市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン

このガイドラインは、不登校児童生徒に対して、学習活動(体験活動含む)、教育相談などの活動を行っている民間施設において、一人一人の状況に応じた適切な支援が行われるよう、実施主体や施設等の要件、支援等について、学校や教育委員会、家庭との連携の在り方とともに、不登校児童生徒が支援等を受けた際に、学校が出席扱いについて判断するための要件を示したものである。

1 実施主体について

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 法人、個人を問わず、支援等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (3) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供が適切になされていること。

2 施設及び設備について

(1) 施設

活動の拠点や責任者の所在、及び連絡先が明らかにされていること。

(2) 設備

ア 学習、心理療法、面接等、様々な活動を行うために必要な設備を有していること。

イ 保健衛生面、安全面及び管理面において適切な設備を有していること。

3 支援等について

(1) 学習指導・支援

ア 学習活動については、各教科等の学習指導要領の目標及び内容に沿ったものであること。

体験活動については、「主な体験活動と教科等との関連」(別表)に沿ったものであること。

イ 学習指導・支援にあたっては、当該児童生徒が在籍する学校の各教科等の年間指導計画等を参考にし、個々の状況に応じた支援計画に基づいて行われていること。

なお、当該学年以外の内容を扱う等、児童生徒個々の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

ウ 個々の状況に応じた支援計画は、必要に応じて適宜見直しが図られていること。

エ 児童生徒の学習支援や進路に係る状況等について、保護者等に情報提供が適切になされていること。

(2) 支援等の在り方

ア 児童生徒の生命、健康及び人格を尊重した人間味のある温かい支援が行われていること。

イ 不登校には心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景によるさまざまな態様があることから、支援の対象となる者が当該施設の支援体制に応じて明確にされていること。

ウ 学校との連携及び児童生徒や保護者等との面接を実施するなど、対象児童生徒の状況の把握等を適切に行う協力体制が構築されており、かつ支援内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されていること。

- エ 体罰やセクシュアルハラスメントなどの不適切な支援や人権侵害行為が行われていないこと。
- オ 施設内はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、災害や防犯に関する訓練が実施されているなど、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。

(3) スタッフについて

- ア スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その支援に熱意を有していること。
- イ 教育相談において専門的なカウンセリング等の方法を行う場合は、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが支援にあたっていること。専門的知識と経験を備えたスタッフがいない場合は、大学や医療機関等と連携が図られていること。

4 学校や教育委員会、家庭との連携について

(1) 学校・教育委員会との関係

- ア 児童生徒のプライバシーに配慮の上、次に掲げる事項について民間施設から学校及び教育委員会に情報提供が行われていること。ただし、民間施設における児童生徒の情報を学校等に提供することについて、児童生徒や保護者に予め説明し承諾を得ること。
 - (ア) 施設への入退所、入退会情報
 - (イ) 出席状況や学習その他の活動の状況
 - (ウ) 支援経過
 - (エ) その他必要な情報
- イ 民間施設での学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らし適切であれば、在籍する学校において、評価に努める。
- ウ 学校と施設が相互に児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を定期的に交換するなど、学校・教育委員会との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 家庭との関係

施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

5 出席扱いの要件

不登校児童生徒が民間施設において支援を受けるとき、次の要件を満たすとともに、当該施設における支援が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別支援等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 民間施設が、このガイドラインの掲げる要件を満たしていること。
- (2) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (3) 民間施設に入所、通所、入会等により支援を受ける場合を前提とすること。
- (4) 校長が教育委員会と十分な連携をとり、民間施設における支援が我が国の義務教育制度を前提としつつ、個々の児童生徒にとって適切であると判断できること。なお、校長が出席扱いの判断をする際は、施設への参観や電話連絡等により、個々の児童生徒の通所及び活動状況を必ず確認すること。また、校長は、月例報告等により教育委員会との連携を図ること。

※このガイドラインは、必要に応じて年度ごとに見直しを図っていくものとする。

主な体験活動と教科等との関連

体験の種類	主な活動	小・中	教科	教科の目標
社会体験	町探検	小	生活 算数	<ul style="list-style-type: none"> 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や生活について考えることができるようにする。 目的地までの距離に着目し、長さの単位を用いて的確に表現する。
	職場見学	小・中	社会 総合	<ul style="list-style-type: none"> 現代社会の仕組みや働きについて理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。 探究的な学習に主体的に取り組むとともに、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。将来の夢や職業、働くことなど、自分の生き方について考えることができるようにする。
	職業体験	小・中	総合	<ul style="list-style-type: none"> 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いの良さを生かしながら積極的に社会に参画しようとする態度を養う。将来の夢や職業、働くことなど、自分の生き方について考えることができるようにする。
	国際理解	小・中	外国語	<ul style="list-style-type: none"> 国際化が一層進展している社会において、国際関係や異文化を単に理解するだけではなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくか等について意識し、主体的に行動し、発信できる力を高める。
自然体験	自然観察	小・中	生活 理科	<ul style="list-style-type: none"> 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。 観察などを行い、問題解決の力を養う。 自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。
	農業体験	小	総合	<ul style="list-style-type: none"> 体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに関心を持ち、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

				<ul style="list-style-type: none"> ・自然に関わる体験活動や勤労生産に関わる活動をとおり、職業や郷土を愛する意識を高めるとともに地域社会とよりよい関係づくりをする
	防災体験	小	社会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握したりして、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
調理体験	昼食づくり	小・中	技術 家庭 算数	<ul style="list-style-type: none"> ・衣食住について、日常生活に必要な知識、基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身につけるようにする。 ・家族・家庭の機能について理解を深め、衣食住について、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身につけるようにする。 ・調理で使う食品や調味料等の重さやかさを測定する技能や量感を身に付ける。 ・かさや量の単位を用いて的確に表現できるようにする。
芸術・ 文化的 な活動	歌唱・器楽・ 音楽鑑賞	小・中	音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・どのように表現するか思いや意図をもつことや、自分にとっての音楽のよさや面白さを見だし、音楽を味わって聴くことができるようにする。
	美術館見学	小・中	美術	<ul style="list-style-type: none"> ・ものを作り出す面白さや楽しさ、表し方などについて考え、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。
	伝統工芸体験	小・中	社会 総合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養う。 ・探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。地域や日本の伝統や文化の価値を理解し、守り伝えるためにできる取組や活動に参画しようとする。
	伝統文化 (カルタ・百人一首)	小	国語	<ul style="list-style-type: none"> ・百人一首やカルタを通して、伝統的な言語文化に触れ、親しんだり楽しんだりするとともに、その豊かさに気づき、言語理解を深める。

	読書	小	国語	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせを聞いたり、本や新聞、雑誌、資料を読んだりする活動を通して、自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養う。
スポーツ 体験	スポーツ活動 スポーツ観戦 スキー スケート 水辺の活動等	小・中	保健 体育	<ul style="list-style-type: none"> ・その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。 ・運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに他者に伝える力を養う。 ・運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。
宿泊体験	宿泊体験	小・中	特別 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
その他	ソーシャルスキル トレーニング グループエンカウ ンター	小・中	特別 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・集団活動の意義や、他者と協働し活動する上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。